

菊陽町農業委員会議事録

令和7年7月10日（木）開催

菊陽町農業委員会

令和7年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年7月10日（木）午後1時30分から午後3時00分
開催場所 菊陽町役場 防災センター 2階 応援活動拠点室①②

1 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
- 第2 議事
- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に
係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (6) 報告第3号 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 上村 貴彦 | 2番 矢野 圭介 | 3番 吉岡 武彦 |
| 4番 相馬 和幸 | 5番 尾方 孝司 | 6番 古田 圭輔 |
| 7番 山田 裕子 | 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 |

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 信男 | 2番 緒方 賢悟 | 3番 梅原 真一 |
| 4番 西本 穂積 | 5番 鎌田 博昭 | 6番 秋吉 祐治 |
| 7番 中村 正徳 | 8番 鳥栖 裕二 | 9番 高田 和幸 |

4 農業委員会事務局職員

- 事務局職員 澤田 一臣
事務局職員 村上 学
事務局職員 齊藤 達也

令和7年度第4回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会長

＜あいさつ＞

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の審議が主なものとなります。委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人は6番委員、7番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議

題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。

議案書2ページの議案第1号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：津久礼字上屋敷542番9

地 目：田

転用面積：796m²

転用目的は、農業用倉庫の整備です。

この議案につきましては、現地調査を6月30日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、今回はその用途に合わせて設置されるものに該当するため、「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

一方で、今回は数年前から進入路にアスファルトを敷設するなど、農業用の通路に該当すると思われる整備が行われていますが、届出の提出が確認できなかったため、申請者から始末書の提出があつておありますので、読み上げます。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆3番委員

議案第1号の番号1について3番委員が報告します。

申請者は本町在住の個人で、認定農業者です。本町で約11haの農地を耕作し、主に人参の作付を行っており、■■■が後継者として就農済みであり、今後も営農規

模の拡大を行うことが見込まれる農業者です。

数年前から資材置場等が不足していたようで、先ほどの始末書のとおり無断転用の状態になっておりますが、現在利用している農業用倉庫が手狭になってきたという事情もあり、今回も二基の浸透枠を設置するなど、周辺農地への配慮も示しておられますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？

◆9番委員 対象地にある既存のビニールハウスはどのように活用されているのか。

◆3番委員 農業用のトラクターや田植え機が置かれていますが、今回農業用倉庫の整備に合わせて撤去される予定です。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野二丁目 5761番1
地目：畑
転用面積：342m²
転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を6月30日に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は 10ha 以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、今回は既存の集落に接続して個人住宅を整備する計画であるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番委員

議案第 2 号の番号 1 について 6 番委員が説明します。

申請者は熊本市在住の法人で、地権者の■に当たります。

現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、住宅用地を探した結果、今回の申請地になりました。申請地南側に地権者所有の農地 7,000 m²が残るのみで、周辺農地への影響は軽微ですが、残った 7,000 m²の借り手が決まっておらず、地権者がこのまま管理することは困難だと思いますので、借手を探すことにも加え、今後残農地をどのように管理するのか注視する必要があると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 7番推進委員 住宅建築後も残農地へのトラクターの出入りは容易にできるのか。

■事務局

西側や南側から容易に出入りできる状況になっています。

◆ 9番推進委員 所有移転は無償になっているが、譲渡人と譲受人はどのような関係なのか。

■事務局

■■です。

◎議長

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見

決定とします。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より、令和7年6月30日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書の4ページから15ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は23件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の16ページをお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書の17ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書の18ページをお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による農地転用届出（公共性が高い事案の農地転用）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で本日の議事日程についてはすべて終了しましたので、議長の席を降りたいと思います。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後3時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年7月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人